

# 坂戸市立図書館協議会委員 応募要領

坂戸市立図書館

## 坂戸市立図書館協議会委員応募要領

坂戸市立図書館協議会は、図書館の適正な運営を図るため、坂戸市立図書館協議会設置条例に基づき設置されています。

今回の募集は、図書館協議会委員の任期満了に伴い、坂戸市市民参加条例第12条第1項に基づいて、図書館協議会委員1名を募集しようとするものです。

募集内容については、以下のとおりですので、よくお読みになってから応募してください。

### 1 応募資格

応募日現在、家庭教育の向上に資する活動（読み聞かせボランティア、子育てに関するボランティア等）をしている方で、本市に引き続き1年以上住所を有する18歳以上の方。もしくは本市に在勤または在学する18歳以上の方

※ただし、次の方は応募できません。

- (1) 委員に選任される日において、本市の附属機関等の委員になっている方
- (2) 政党役員または政党職員

### 2 募集人員 1名

### 3 任 期 令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

### 4 応募方法

審議会等委員公募申込書に必要事項を記入し、坂戸市立中央図書館へ提出してください。郵送、FAX、メール、電子申請でも受け付けます。

#### 【提出先】

〒350-0227

坂戸市仲町1番23号 坂戸市立中央図書館

FAX : 049-284-8588

Eメール : sakado91@city.sakado.lg.jp

電子申請 : 電子申請の場合は、以下のQRコードから申請してください。



※電子申請は、入力開始からおよそ60分でタイムアウトしてしまいます。事前に公募申込書を確認のうえ、入力をお願いします。

5 応募締切 令和8年4月30日（木）※必着

## 6 選考方法

坂戸市附属機関等委員公募選考委員会で審査のうえ決定します。

## 7 選考結果

選考結果については、全ての応募者に書面で通知します。

## 8 その他

- (1) 公募申込書は委員選考の審査のみに利用するものとし、他の事務等への利用及び公表は行いません。ただし、委員に決定されることとなる方の氏名は、公表するものとします。
- (2) 市及び図書館のホームページから応募要領、審議会等委員公募申込書をダウンロードすることができます。

〈問合せ先〉

坂戸市立中央図書館

電話049-281-6369

## ……………参 考……………

### 1 坂戸市立図書館協議会委員の構成（令和7年7月1日現在）

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 学識経験者             | 2名 |
| (2) 学校教育関係者           | 2名 |
| (3) 社会教育関係者           | 2名 |
| (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 3名 |

### 2 坂戸市立図書館協議会の事務

坂戸市立図書館協議会は、図書館の適正な運営を図るため、図書館法第14条1項に基づき設置されております。

図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、図書館長に対して意見を述べることができます。

### 3 坂戸市立図書館協議会報酬等

- (1) 報酬（日額）：委員長5,500円 委員5,000円
- (2) 費用弁償（日額）：1,000円
- (3) 会議開催回数等：定例会年4回開催